第31回 参議院契約監視委員会 定例会議 議事概要

開催日	平成28年11月29日(火)						
場所	参議院第二別館東棟4階 東401会議室						
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)					
	委 員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)					
	委 員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)					
審査対象期間	平成28年	〒 5月1日~7月31日					
抽出案件	4件						
一般競争入札	4件	契約件名	国会審議テレビ中継設備改修工事(16)				
		契約相手方	パナソニックシステムネットワークス株式会社				
		契約金額	257,580,000円				
		契約締結日	平成28年7月27日				
		契約件名	構內情報通信網設備改修工事(16)				
		契約相手方	NECネッツエスアイ株式会社				
		契約金額	15,660,000円				
		契約締結日	平成28年7月28日				
		契約件名	官用自動車継続検査等実施業務				
		契約相手方	東京トヨペット株式会社				
		契約金額	10,574,457円				
		契約締結日	平成28年5月26日				
		契約件名	参議院の審議テレビ中継に関する総合運用請負 業務				
		契約相手方	株式会社ワイドスタッフ				
		契約金額	56,159,838円				
		契約締結日	平成28年6月10日				
委員からの意見・ 質問、それに対 する回答等	意見•質問		回答				
	別紙のとおり		別紙のとおり				
委員会による意見 の具申又は勧告 の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)						

			(別	紙)
意 見 ・ 質 問	口	答		
1. 報告事項				
岡崎会計課長より、審議対象事案について 次の報告があった。 (1) 入札及び契約方式別の状況について (2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査 について 営繕課及び電気施設課分に3件、会計課 分に11件の該当があった。 (3) 指名停止の運用状況について 該当がなかった。 (4) 談合状況への対応状況について				
該当がなかった。				
2. 抽出結果の報告				
抽出委員の関口委員より、審議対象期間に 締結した47件の契約のうち、一般競争入札から4件抽出した旨報告があった。 また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。 【抽出事案】 A. 国会審議テレビ中継設備改修工事(16) 一般競争入札方式(総合評価)[工事] B. 構内情報通信網設備改修工事(16) 一般競争入札方式(総合評価)[工事] C. 官用自動車継続検査等実施業務 一般競争入札方式(最低価格)[役務] D. 参議院の審議テレビ中継に関する総合運 用請負業務 一般競争入札方式(総合評価)[役務]				
事案Aは、1者応札・1者応募の案件のため、金額的重要性に着目し、「契約内容及び金額の妥当性(過年度の類似契約と整合的なものか。他者を排除していないか。継続的1者応札による価格低減効果はないのか。)」及び「工事発注時期の検討が可能なのか。また、対応策はどうか」についてそれぞれ検討する。				

事案Bは、予定価格に対する契約価格の著しい低さ等に着目し、「契約金額の妥当性」及び「予定価格の妥当性」についてそれぞれ検討する。

事案Cは、系列業者による応札であることに着目し、「契約金額の妥当性」及び「他社の 参入を排除するような契約条件等はないか」 についてそれぞれ検討する。

事案Dは、これまで1者応札(結果として落 札者は従来と同じ)であることに着目し、「総 合評価プロセスの妥当性(特に点数評価のプ ロセス)」及び「予定価格の妥当性」について それぞれ検討する。

3. 抽出事案の審議

- A. 国会審議テレビ中継設備改修工事(16) 一般競争入札方式(総合評価)[工事]
- ① 本事案について説明してほしい。
- ② 平成 20 年度からの契約の推移を見ると、 初年度は3者の応札があり競争が働いているが、それ以降は初年度に落札した業者の1者応札が続いており、落札率も予定価格と近い金額となっているようである。したがって、初年度に落札した業者が、結果的にその後の契約も決まってしまい、競争が働かなくなっているのではないか。
- ③ 本事案の場合、競争参加資格を緩和することで応札者が増える余地があるのか。
- ④ 初年度の工事は、本会議場が含まれるが、 本会議場の工事を受注すれば、その後の委 員会室の工事の受注に有利になるという ことはないか。
- ⑤ 落札者から入札前に提出された事前見積

本事案は、国会審議テレビ中継設備の経年に伴って改修を行う工事である。予算の制約から、平成20年度から毎年度順次工事を行っている。

本工事は、テレビ中継用の放送機器のチャンネルごとに改修する工事であり、既設設備の影響はないと考えている。また、初年度以降、受注者以外に参加者がいないため、競争参加資格の緩和についても行ってきているところである。

競争参加資格の緩和による資格要件の在り方を、その効果の点も含め検討していきたい。

議場、委員会室共にそれぞれ独立したシステム構成となっていること、また、機器を特定メーカーに限定しない仕様としていることから、有利になることはないと考える。

事前見積は定価ベースであり、落札額は受

の金額に対して、落札額が低くなるのはな ぜか。

- ⑥ 予定価格について、毎年度工事を行うので あれば、以前行った同規模の工事を参考に する等はしないのか。
- ⑦ 初年度は3者の応札があり競争が働いた のだから、この点を踏まえて応札条件等を 決めれば、応札者が増えるのではないか。
- B. 構内情報通信網設備改修工事(16) 一般競争入札方式(総合評価)[工事]
- ① 本事案の総合評価においては、評価の方法を「簡易型」として区分し、評価を行っているが、この区分の判定方法について説明してほしい。
- ② 評価基準の判定は、誰がどのように行うのか。
- ③ 本事案の落札結果について、落札者は、評価点の順位は2位であったが、落札金額が他の2者と比較して著しく低かった。これらを踏まえても、落札者と契約しても支障ないと判断したのか。
- ④ 落札者に対する評価は、既に総合評価を行っているため、さらに低入札価格調査を行うとすれば、どのような内容について調査を行うのか。
- ⑤ 欠格になる事由は、どのようなものがある か。
- ⑥ 財務内容の審査は、総合評価では行わない のか。

の金額に対して、落札額が低くなるのはな │ 注者側の事情によるものと考えられる。

機器費や労務費のほか改修計画の機器構成は毎年度変動があるため、発注時に見積り を徴取して調査する必要がある。

応札条件等について、引き続き検討してい きたい。

本院の工事においては、内規で評価の適用 方法を定めている。そのなかで判定基準の項 目に応じ「標準型」、「簡易型」に区分してい る。

評価基準の判定は、「技術評価委員会」・「入 札・契約手続運営委員会」に諮り決定してい る。

本事案の入札価格については、低入札価格 調査を行っており、当該調査結果から、契約 しても支障ないと判断した。

低入札価格調査は、落札金額において、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがないか否かの調査を行うものである。また、調査の内容としては、低価格で入札した理由、資材の購入先、労務者の供給見通し及び経営内容等について行うこととしている。

低入札価格調査の結果に問題がある場合 などが考えられる。

総合評価は、あくまで技術評価を行うもので、財務内容の評価は行わない。

⑦ 調達の際に複数者から徴取する見積りは、 各者関連会社でない等の独立性を考慮す るのか。

見積りは、競合各者から徴取するのが理想的と考える。

- C. 官用自動車継続検査等実施業務 一般競争入札方式(最低価格)[役務]
- ① 本院の官用自動車は、すべてトヨタ車であり、本事案の落札者もトヨタ系のディーラーである。これらを踏まえ、本事案の仕様書に適合する者は全部でどれくらいあるのか説明してほしい。

本事案は、自社において車検整備が行える者が要件になるので、相当数の業者が対象となると思う。また、入札に当たっては、落札者の外に2者に声をかけ、資料を配布した。なお、衆議院では別の業者が受注していること、また、各省庁においてはトヨタ系のディーラー以外の者が受注していることから、他の業者にも潜在的な需要はあると認識している。

② 声がけを行った2者はどこか。

2者ともトヨタ系のディーラーである。結果としては、応札まで至らなかった。なお、うち1者は、本院に官用自動車を納入した実績のある者である。

③ 仕様書では、規模要件として、最大発注台数を 10 台としているが、これが制約となっているのか。

確かに、10 台の規模要件では、町工場では 対応できないと思うが、複数台リフトを持っ ていれば受注できるのではないか。したがっ て、当該規模要件は、制約にはならないと考 える。

④ 落札者の事前見積よりも安い価格の見積りを出す者もあると思うが、これらの者から事前見積を徴取できないのか。例えば、本事案と同様の業務を衆議院や各省庁で行っているのであれば、これらの業者に、見積りを出せるか確認できるのではないか。

事前見積は、応札者から徴取している。応 札しない者から見積りを徴取するのはなか なか難しいが、委員の指摘については、今後 検討したい。

⑤ 本事案の落札者以外で、本院の官用自動車 を納入した業者は、本事案に応札しなかっ たのか。 委員指摘の業者に確認したところ、当該者は多くの顧客の自動車整備を抱えているため、本事案を受注する余裕がないとのことであった。

⑥ スケールメリットがあまりないようであれば、複数の契約に分割した方が、応札者

同種の契約は、なるべく一本に取りまとめ るのが原則であるため、分割するのはなかな は増えるのではないか。

か難しい。

- D. 参議院の審議テレビ中継に関する総合運 用請負業務
 - 一般競争入札方式 (総合評価) [役務]
- ① 本事案の総合評価に当たっては、応札2者 の評価点の差が大きかったことから、どの ような評価基準を設定し、どのような評価 を行った結果、落札者を決定したのか、こ れらの経緯について説明してほしい。

参議院では、議院運営委員会理事会の決定に基づき、全ての本会議及び委員会の中継映像を収録・保存することとしている。また、中継映像はインターネットを通じて、広く国民にも配信している。そのため、審議テレビ中継に係る映像・音声の中断やテロップ送出の誤り等の中継事故を起こさないために、万全を期す必要がある。

また、国会が主体的に生きた議会活動の姿 を国民に提供するという広報上の観点から、 中継映像に一定以上の質が担保される必要 もあると考えている。

そうした中で、請負業者は、映像制作のノウハウに加えて、機材の操作に習熟していることや本院の本会議・委員会の流れや先例等を理解する必要があるため、入札に際しては、価格面のみならず技術面も評価対象とすることが適当との考え方の下、総合評価落札方式を採用した。

具体的な評価項目の設定は庶務部広報課で行っているが、技術点の評価基準としては、会議が想定外の状況になった場合でも、中継映像の制作が継続できるよう工夫を行っているかどうか、テロップの作成・管理上の誤りの抑止に資する体制を整えているかどうか、業務要員として国会中継に類似する番組の制作経験者を何人登録しているか等を加点項目として評価している。

なお、上記の評価を行う提案等評価委員会は、審議テレビ中継の運用を所管する庶務部 広報課から3名、審議テレビ中継施設設備を 所管する管理部電気施設課から2名、計5名 の委員で構成されている。

② 評価項目の設定には、基準やルール等はあるのか。

基準やルールは特になく、調達の事案ごと に設定することとしている。総合評価に当た っては、価格点と技術点の得点配分が決めら

れており、広報事業においては、技術点に重点を置くことができるよう価格:技術の得点配分は1:2以内とされている。しかし、本事案については業務マニュアル等も整備されており、創造性・新規性等の要素が少ないため、必須項目(業務要員の資格及び登録人数が要件を満たしているかどうか等)である基礎点の部分を除いた得点配分が1:1となるようにしている。

③ 採点結果を見ると、「創造性・新規性等」に 区分される加点項目の差が大きいが、当該 加点項目の採点を具体的にどのような観 点で行ったのか説明してほしい。 例えば、会議当日の総括責任者の業務について、落札者の提案は、会議が想定外の状況になった場合でも業務を継続できるような工夫等を具体的に記載しているのに対し、応札他者は、やや抽象的な提案に留まっていたため「創造性・新規性等」の点数に差がついた。

④ 現行業者である落札者は、業務内容を熟知しており、現行業務の中で実施している工夫等を提案書に多く盛り込むことができる。それら工夫等が加点対象の中で大きな割合を占めると、同者が有利となり、新規業者の参入余地が狭まるのではないか。

落札者の提案には現行業務の中で実施している工夫等はもとより、まだ実施されていない新たな工夫等も盛り込まれている。評価に際しては、そのような仕様書要求以上の工夫等に対し、現行業者、新規業者を問わず、評価項目に沿って加点しており、新規業者を特別に排除することにはならないと考える。

⑤ 契約内容には、仕様書の内容だけではなく、提案書の内容も含まれるのか。

委員指摘のとおりである。

⑥ 総合評価に当たっては、提案書の書き方や 内容が重要になっていると思うが、提案書 による評価以外に、面接を行う等は考えて いないのか。 面接を行うことは、今のところ考えていない。入札説明会の際に総合評価基準を示した上で加点事項も含めて説明しているが、次回からはより詳細に説明したい。

(7) 応札者の評価点は公表するのか。

応札者から要請があれば、評価点1位の点数と当該応札者の点数を公表する。

⑧ 機材等の状況は、応札者に開示するのか。

入札説明会の際に中継施設を見学できる 機会を設けているほか、機材の状況を記載し た中継マニュアルも配布している。